

振替納税を利用しましょう！

平素から税務行政につきまして、ご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、江戸川北税務署では、令和3年分の確定申告分の納付につきまして、お届けの預貯金口座から引き落としになる便利な振替納税のご利用をお願いしています。

振替納税を利用すると、振替日（引落日）が納付期限から約1か月前後、後になるため、資金繰り（納付資金の工面）の面からもメリットがあります。

この機会に、納付には、便利な振替納税を是非ご利用ください。

お手続きは簡単！ 「納付書送付依頼書」に必要事項を記入していただき、納付期限 3月15日（火）まで（必着）に提出するだけです。

なお、ご不明な点がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

※ ご注意

- 振替日の前日までに口座残高の確認をお願いします。
- 引落としができなかった場合は、納付期限の翌日（令和4年3月16日）から完納の日まで延滞税がかかる場合があります。
- 振替納税に係る領収証書は金融機関から送付されません。

振替納税を利用すると！

	納付期限		振替日
申告所得税	3月15日（火）	37日後	4月21日（木）
個人事業者の 消費税	3月31日（木）	26日後	4月26日（火）



【連絡先】

江戸川北税務署 管理運営部門

電話 03-3683-4281 内線 114・115・111・112

※自動音声の案内に従い「2」を選択してください。